

新宮市規則第 2 0 号

新宮市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び新宮市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 2 5 日

新宮市長 上田 勝之

新宮市規則第 2 0 号

新宮市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び新宮市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

新宮市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び新宮市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 5 月 2 5 日

新宮市長 上田 勝之

新宮市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び新宮市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(新宮市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 新宮市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成17年新宮市規則第27号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(特別休暇)	(特別休暇)
第20条 (略)	第20条 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人、被害者参加人</u> 等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間	(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人</u> 等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
(3)～(18) (略)	(3)～(18) (略)
2～5 (略)	2～5 (略)

(新宮市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 新宮市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年新宮市規則第2号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(特別休暇)	(特別休暇)
第17条 (略)	第17条 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人、被害者参加人</u> 等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人</u> 等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき
(3)～(18) (略)	(3)～(18) (略)

改正後	改正前
2～4（略）	2～4（略）

附 則

この規則は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。